

こどものけんりじょうやく

生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利

日本ユニセフ協会

KKR札幌医療センターは、こどもの権利条約を尊重して

以下のような権利と責務があることを宣言します

1. こどもは、安心して治療が受けられるような環境のなかで、おもいやりのある最良の医療が受けられます。
2. こどもとその家族は、検査や治療について年齢や理解度に応じ説明を受け、わからないことは質問することができます。
3. こどもとその家族は、自分の受ける医療について自由に意見し自分で選択することあるいは拒否することができます。
4. こどもとその家族は、担当医以外の考え（セカンドオピニオン）を求めることができます。
5. こどもとその家族は、必要な情報開示を求める権利があります。
6. こどもとその家族は、いつでもプライバシーが守られ個人情報保護される権利があります。